

中央社保協ニュース

14-05号 10月10日発行・中央社会保障推進協議会(03-5808-5344)

福岡・京都

生存権裁判 最高裁、またも不当判決 「老齢加算、元に戻して！」の声に背向ける



判決を受けて、今後の取り組みを交流する集会参加者

70歳以上の生活保護利用者に支給されていた「老齢加算」廃止は「憲法25条(国民の生存権保障)違反だ」として、その復活を求める「生存権裁判」の判決が10月6日、福岡と京都の裁判ともに最高裁第一小法廷で出されました。2つとも原告の請求を棄却する不当判決です。

判決は福岡・京都の2つの裁判について、老齢加算廃止にあたって①厚労相の

判断と手続きに過誤や「裁量権の逸脱はなく」、生活保護法3条又は同8条2項に違反しない。②憲法25条の趣旨を具体化した「生活保護法に違反するものでない以上、憲法25条に違反するものでないと解するのが相当」とし、東京裁判の判決(2012年2月)と同様の判断を示しました。

判決後の報告集会で弁護団の高木弁護士らは「東京裁判の最高裁判決をそのままなぞった(コピーした)もので、高齢者の置かれた環境や実態を全く無視している」「行政には甘い判決だ」「安倍政権の憲法無視、社会保障解体の動きに重なる」など、厳しく批判しました。集会参加者からは、「結論先にありきの判決だ」、「これが最高裁か…!」など、怒りの声があがりました。

報告を受けての今後のたたかいでは、「最高裁へ向けた上告が秋田・広島・新潟などで予定されている」「不当判決の内容を広く国民に知らせ、よりいっそうの支援と運動強化に取り組もう」など、各地の取り組み報告と決意が示され、全体の拍手で確認しあいました。

【「生存権裁判支援する全国連絡会」当面の行動】

全国連絡会では最高裁判決の学習など、今後の運動にむけて下記行動を計画。多数の参加をよびかけています。

10月19日(日) 13:30~16:15 「学習決起集会」 全国家電会館

10月20日(月) 9:50~ 最高裁判者・国会議員への要請行動

不当判決を受けて福岡、京都の原告団・「支える会」等は、声明を発表しました。

【福岡・京都 両原告団弁護団声明】

「2014 介護自治体アンケート」に切実な声

現在取り組んでいる自治体アンケートは、三重県・石川県で100%集約。各県で自治体キャラバンなどを通じて集約中です。11月7日には、記者発表を予定しています。各県からの集約をお願いします。三重県では、新総合事業を「確保できる」と応えたのは29自治体の1割のみ。理由は「地域で核となり動いてくれる人材や体制などできていないため」。石川県では2015年に実施するところはありません。そして、待機者の内、介護1・2の人が27%も占めていることが分かりました。

◇11月11日10時～18時「介護・認知症なんでも無料電話相談」TEL0120-815151

[【電話相談 案内チラシ】](#)

いのち・暮らしまもれ— 安全・安心の医療・介護大運動の前進を

—九州ブロック・四国ブロックが事務局長会議開く—

中央社保協九州ブロック、同四国ブロックは、10月6日(福岡)、7日(高知)に、ブロック事務局長会議を開き、医療・介護大運動の前進と各県社保協の取り組みについて交流しました。

九州ブロックでは、事務局長が6県で交代しフレッシュな顔合わせ。各県でのキャラバン行動、自治体アンケート等の取り組みについて交換し、自治体への養成・懇談を徹底しようと思意統一しました。また、地方の県・地域社保協の運動について具手的な提起をという要望も出されました。

四国ブロックは、香川県が県社保協の学習会と連動して、地域の学習会を行うことを決定、高知県は学習会の統一レジメを作って、キャラバン行動の事前学習会を計画するなど、学習活動の取り組みについて交換しました。

さらに、「憲法をいかして安全・安心の医療・介護の実現を求める」請願署名に大いに取り組む決意を固めあいました。